(1)第3次日進市男女平等推進プラン(素案)について事前意見一覧

NO.	頁	箇所	委員意見	事務局より
1		全体	レイアウトが工夫されていて、見やすく、わかりやすい	ありがとうございます。
2	8	(8)審議会登用率	比率が下がっている原因は何だと思うか。	団体からの推薦委員の枠に、 男性が就いている率が高くなっ たと思われます。
3	17	図表19	図の中の数値 男性55.8 は正しいか。	H26年度調査値です。 回答は1つのみしかできない項 目でしたが、複数回答があった ため、100%を超えた数値に なっています。 その旨注釈を挿入します。
4	24	(3)働けない理由	育児であずけられる施設の現状と改善の方 向	第二期子ども・子育て支援事業計画のにあります該当部分をご覧ください。
5	35 ~	日進市の課題	課題が明確になっていて良い。コロナ禍の記述も良い。	ありがとうございます。
6	35	12.35.42頁の「家庭における 役割分担」の性差とアンコン シャスバイアスについて	私が最も関心を持ったのは、家庭における役割分担の調査結果です。 家庭における役割分担のうち、「A 食事の支度」「B 掃除・洗濯」「C 家計の管理」「E 乳幼児の世話」「F 子どもの教育」「G介護」は、いずれも女性が担当する割合が多くなっています。ところが、「D 重要事項の方針決定」だけは男性が担当する割合が高くなっています(主に男性、いつも男性が3割以上。)。家事負担が未だ女性に偏っているにもかかわらず、なぜか大事なことの決定権は男性が握っている。重要なことは男性が決め、実務は女性がさせられる、そのような状況が家庭内に存在するということです。アンコンシャスバイアスは「幼少のころから長年にわたり形成され」ます(42頁)。家庭内での両親の姿は、いくら女性が大半を担っていても重要なことを決めるのは男性といった意識の形成に繋がります。せっかくアンコンシャスバイアスに触れるのですから、この貴重なデータを上手く活用できたら良いと思います。	35頁に追加したいと考えています。 (別紙)

NO.	頁	箇所	委員意見	事務局より
7	35	見出し部分	パッと目につくタイトル部分なので、「アンコンシャスバイアスも存在している」を「アンコンシャスバイアスの解消に取り組む」と言う様な表現で、存在の認識だけでなく、それに向けての積極的な姿勢を盛り込んではいかがかと思います。	アンコンシャス・バイアスは解消してまいりたいと考えております。その中で、まずはその存在自体に気がついていただくことが重要と考え、「存在している」とさせていただきました。横断的視点において「アンコンシャス・バイアスからの解放」といたしましたが、いかがでしょうか。
8	39	キャッチコピー	性別「に?」かかわりなく… かかわり?関わり? り? 「…輝き活躍する…」の部分は毎日の生活 に困難を感じている人たちには遠く距離を 覚える言葉ではないでしょうか。	「性別にかかわり〜」としたいと 存じます。 ご意見もございますので、改め てご検討いただきたく存じます。
9	44	体系基本目標IV-施策の方向② さまざまな社会的困難を抱える 人の支援	社会的を追加したい。	ご検討いただきたく存じます。
10	44	基本目標Ⅳ	性被害者にも加害者にもならないためにも 「性教育の充実」の文言を入れたいと思い ます。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに ついて、「正しい知識の啓発に 努める」とさせていただきまし た。また、施策No.51,52を もって、代えさせていただきたい と存じます。
11	44	基本目標IV ①女性の生涯にわたる…	男女平等推進という観点からこの部分に「女性の」を入れない方が良いのでは? P45のABCDで十分だと思います。	基本目標IV-①はリプロダク ティブ・ヘルス/ライツの中心となる項であり、性別に関わらない 生涯の健康については「いきいき健康プラン」があるため、焦 点を明確にするためにも、あえて「女性」を入れました。
12	45	基本目標IV 「施策」に「ジェンダー平等の視 点を取り入れた〇〇」が繰り返 し表記されている点	繰りかえしても表記しておいた方が良い、と考える反面、比較的長い文章の繰り返しが煩雑にも思える。 対案として、「ジェンダー視点からの〇〇」 と、少し短く表記しても良いかと考える。	長くなってしまいますが、担当 課等に「ジェンダー平等」を施 策・事業に取り入れる意識を 持っていただくために記載しまし た。 煩雑な面もございますので、ご 検討いただきたく存じます。

NO.	頁	箇所	委員意見	事務局より
13	45	基本目標IV ③ C 非常時の女性に対する暴 力…	男女平等推進という観点からこの部分に「 <u>女性に対する</u> 暴力」を入れなくても良いのでは?	暴力はだれに対しても許されるものではありません。それは非常時においても同じであり、非常時には、より弱い部分が顕在化し不平等・不利益を受けるということを言われています。子どもや障害者・高齢者等に対して暴力が行われてはなりませんので、それは各種計画や事業等で取り組んでおり、この男女平等推進プランにおいては、あえて「女性」という言葉を入れました。 「非常時のDVや性犯罪・性暴力の防止」といった表現も考えられると存じますので、ご検討をお願いします。
14	45	施策	「市」職員に向けた 市の表記は必要ではないか	職員→市職員 プラン全体で修正します。
15	48	③教育・学習活動における男 女平等の視点の確保と推進	今までも行っているものですが、今後、内容 について検討していることがあれば教えてくだ さい。	教職員等教育関係者への情報提供機会を充実させていきたいと考えています。特に、アンコンシャス・バイアスについて、データとともにお示しできればと考えています。
16	48	取組B No.15 「自らの将来の あり方について考える機会を作 ります。」	すでに取組みは始まっていると思うので、 「自らの将来のあり方について考える機会を 拡充します。」とした方が良いか。	修正について、担当課に伝 え、調整します。
17	48	B小中学における男女混合名 簿 施策No.15	「継続」ではなく「徹底」としたいと思います。 ずっと議論してきたことですから…。	意見を伝え、担当課と調整します。
18	48	施策No.18	参加型講座の内容について教えてください。	市民の「教えてみたい!」「学びたい!」「やってみたい!」を お手伝いしかなえる市民企画 講座等があります。
19	51	基本目標 II -② タイトル下説明文について	これらの活動関しては、働きかけの前にそうなるための啓発がまだまだ必要だと感じるので、「代表や役員への~」の前辺りにでも「継続的な啓発を行ないながら」と言う様な形で啓発の必要性も盛り込んでいただけると良いかと思います。	〜持続可能なものとするため に、「継続的な啓発を行ない ながら、」多様な人材が活躍 する〜 と修正いたします。

NO.	頁	箇所	委員意見	事務局より
20	53	B部分について 施策No.32	情報提供に関し、法令、制度についての紹介だけでなく、取り組みを行う企業等の事例紹介もぜひ情報提供に含めていただければと思います。	意見を伝え、担当課と調整します。
21	53	取組D No.37 「設置カ所数を 拡大します」	「数を増やします」で良いのでは?	修正し、担当課に伝えます。
22	55	A部分について 施策No.44	企業への呼びかけを行うにあたり、こちらも ぜひ市内企業等の事例紹介を含めて行っ ていただく方がより効果的かと思います。	意見を伝え、担当課と調整します。
23	56	取組B No.49「身体的性特 有」	こういう言葉があるのでしょうか?	L G B T 啓発パンフレット等を参考にしました。 「女性の身体特有の」といった表現が考えられますので、ご検討いただき、担当課と調整します。
24	58	注 ワンストップ支援センター	愛知県内の二つの名称と連絡先を記載しておいてはどうでしょう。 日赤なごや・なごみ な 052-835-0753 ハートフルステーション・あいち な 0570- 064-810	ワンストップ支援センター以外にも様々な相談窓口があり、また、新たな短縮ダイヤルやSNS相談等次々に開設されているため、プラン冊子への直接の記載はせず、挟み込みやHPへのリンク紹介等を行ってまいりたいと考えております。
25	58	D部分について 施策No.60	福祉会館管轄部分について、「健康づくりを支援します」だと健康推進が目的の様に感じるので、「~男性の参加の促進を図ることを通して、ジェンダー平等の啓発につとめる。」と言う様な表現で、男女平等推進の関わることがわかる様な内容にしていただければと思います。	
26	61	基本目標 V -② 全体 「支援」の内容について	「支援」の内容が明確でない。 *被害者として助けてもらう、という範囲で理解されてしまうのではないか? さらに、最後の項目が、「一時保護」で終わっており、DV被害者が *救済の対象、としてしか捉えられていないイメージが残ってしまう。	施策内容の順番を入れ替えます。 【No.71】愛知県女性センターと連携した一時保護の実施 【No.72】DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化 【No.73】DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携

NO.	頁	箇所	委員意見	事務局より
27	61	基本目標 V DV被害者の支援	2019年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「一部改正法」といいます。)により、DV法等に児童虐待との連携に関する条項が入りました。児童虐待防止法4条1項の連携すべき機関に配偶者暴力相談支援センターが入り、DV法9条の連携すべき機関に児童相談所が加わりました。国でもDV被害者対応と児童虐待対応の連携が進められています。これにつき、某か書き込むべきと考えます。また、一部改正法附則8条は、同法施行から3年を目途に、通報対象となる暴力の範囲の拡大、保護命令の申立権者の拡大、加害者の地域社会にける更生等のあり方につき検討するよう求めており、実際、内閣府の女性に対する暴力専門調査会にて、DV法改正に向けた議論が進んでいます。ここ数年のうちに何らかの法改正が見込まれますから、その点も可能なら触れると良いと思います。	41頁基本目標 V 及び61頁 の説明文に追記を考えており ます。(別紙)
28	62	数値目標一覧	指定校 6巡目 13校?	6巡目 3校/13校 表記を修正します。
29	63	学校の管理職	管理職と主任と分けてあるのは良い	ありがとうございます。
30	65	保育園 児童クラブの定員数	目標値はこれで待機がない状態でしょうか	第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき進めていると聞いています。